

# Money&Investment

2017. 7/1

## 高齢者の財産、信託で管理

「信託」を使った高齢者の財産管理が注目されている。悪質商法の標的になったり財産を不正使用されたりする高齢者が後を絶たないからだ。信託を使えば本人のために財産を保全しつつ、相続対策に使うこともできる。信託商品の自身と注意点を挙げる。

「財産管理に悩む高齢者が増えている」と司法書士の大貫正男氏。家計の金融資産1800兆円のうち60歳以上の保有割合は6割を超えている。保われるが、身体が不自由になったり認知症で判断能力が低下したりして、管理が行き届かなくなる人が少なくない。家族に任せても安心はできない。成年後見制度では「親族後見人の財産の不正流用が

大きな問題になっている」と司法書士の船橋幹男氏。最高裁判所によると成年後見人の不正流用件数は2016年に502件あり、ほとんどが親族によるものだった。

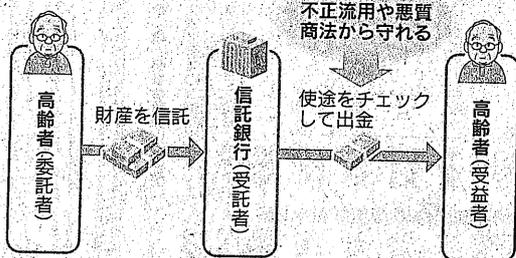
契約のこと。信託財産の使途や出金を受託者である信託銀行がチェックするため、悪質商法に巻き込まれたり、財産を不正使用されたりするリスクを大幅に減らせる。

代表的な信託商品は19年に始まった「後見制度支援信託」。成年後見制度の利用者が対象だ。被後見人の預貯金が1000万円以上（東京家庭裁判所管内は500万円以上）あり、当面、具体的な使途がない金銭が多いと専門家が判断した場合、家裁から同信託を使うよう求められる。財産のうち、日常的な支払に必要なら200万円程度は預貯金口座に置いて後見人が管理し、それ以外のまとまった金銭を信託する。

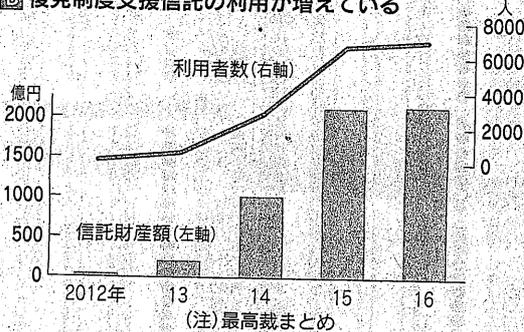
信託財産の出金は毎月一定金額や有料老人ホームの入居一時金などに限定。ある程度まとまった金額を出金するときは、家裁の指示書がその都度必要になる。出金に1週間前後かかることもあり機動性にやや欠けるが、財産は確実に本人のために使われ、不正も防止できる利点がある。

信託財産の最低受託額は三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行がともに1000万円だが、りそな銀行（500万円以上）、みずほ信託銀行（1万円以上）など低額から引き受ける銀行もある。信託報酬については、信託財産が1000万円以上なら無料とする金融機関が多い。

信託の仕組み（一例）



後見制度支援信託の利用が増えている



高齢者の財産管理で気をつけたいこと

- 本人のためになる使い方を
- 家族が不正に流用しないように
- 悪質商法に巻き込まれないように
- 相続、贈与など承継を意識する

## 不正流用防いで相続対策に

訂正 6月24日付「ボ  
ーナス・FREET  
率の説明は正しくは「時価総  
額+純資産価値」だった。

高齢者の財産管理で最も大事なことは財産が本人のために確実に使われるようにすること。それに加えて不正防止や相続対策も重要になる。その際、信託商品は有力な選択肢となるだろう。

(M&I編集長 後藤直久)

死亡後も管理継続  
ただ、後見制度支援信託が使えるのは法定後見の被後見人のみ。成年後見の対象外の人や財産の保全のために使える信託商品もある。

三井住友信託の「セキユリタイプ信託」はあらかじめ本人の3親等以内の成年親族が代理人となり、代理人の同意がないとおカネを引き出せない。三菱UFJ信託の「みらいのまもり」は代理人の同意に加え使途を10万円以上の医療費、有料老人ホームへの入居一時金に限定している。

死亡後にも財産管理サービスを継続できる商品もある。代表が「遺言代行信託」だ。本人の死亡後、配偶者や子どもなどの相続人が信託財産から毎月一定額を受け取れるようにしたり、必要な葬儀費用を引き出したりできる。遺産分割効果があるので相続対策にも使える商品だ。